

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書

平成29年11月19日午前5時半頃、那覇市の国道58号泊交差点で米軍公用車トラックと軽トラックが衝突し、軽トラックを運転していた那覇市在住の会社員が死亡する事故が起きた。米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気から基準値の約3倍を超えるアルコールが検出されたため、那覇警察署は自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで運転手を逮捕した。飲酒運転による死亡事故にて県民の尊い命が奪われたことは極めて遺憾であり、激しい憤りを禁じ得ない。

平成28年6月には、嘉手納基地所属の米海軍兵二等兵曹が町内の国道58号にて酒に酔った状態で車を運転し対向車線を逆走させ、2台の車と衝突し男女2人に骨折等の重軽傷を負わせる事件が発生したことは記憶に新しく、対岸の火事と看過することはできない。

本町議会においては、これまでも米軍人・軍属による事件事故が発生するたびに綱紀粛正及び再発防止を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたにも拘らず、このような痛ましい事故が発生した。米軍における綱紀粛正及び再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ない。米軍及び日米両政府においては事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、日本政府はこのような事故が二度と起こらぬよう米側に毅然とした態度で臨むことを求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者遺族に対して謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 事故に至る経緯や米軍車輛と米兵の管理実態を明らかにすること。
- 3 軍人・軍属へ更なる綱紀粛正の徹底、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 4 在沖米海兵隊の早期の国外・県外移転を行うこと。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月12日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議

平成29年11月19日午前5時半頃、那覇市の国道58号泊交差点で米軍公用車トラックと軽トラックが衝突し、軽トラックを運転していた那覇市在住の会社員が死亡する事故が起きた。米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気から基準値の約3倍を超えるアルコールが検出されたため、那覇警察署は自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで運転手を逮捕した。飲酒運転による死亡事故にて県民の尊い命が奪われたことは極めて遺憾であり、激しい憤りを禁じ得ない。

平成28年6月には、嘉手納基地所属の米海軍兵二等兵曹が町内の国道58号にて酒に酔った状態で車を運転し対向車線を逆走させ、2台の車と衝突し男女2人に骨折等の重軽傷を負わせる事件が発生したことは記憶に新しく、対岸の火事と看過することはできない。

本町議会においては、これまでも米軍人・軍属による事件事故が発生するたびに綱紀粛正及び再発防止を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたにも拘らず、このような痛ましい事故が発生した。米軍における綱紀粛正及び再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ない。米軍及び日米両政府においては事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、日本政府はこのような事故が二度と起こらぬよう米側に毅然とした態度で臨むことを求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者遺族に対して謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 事故に至る経緯や米軍車輛と米兵の管理実態を明らかにすること。
- 3 軍人・軍属へ更なる綱紀粛正の徹底、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 4 在沖米海兵隊の早期の国外・県外移転を行うこと。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、決議する。

平成29年12月12日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 第三海兵遠征軍司令官 沖縄県議会議長